相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区立花四丁目五八番地、最後の住所滋賀県大津市滋賀里一丁目一八番四一号滋賀里病院　被相続人　亡　松本　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十二日

滋賀県大津市穴太一丁目一〇番一〇号

相続財産管理人　司法書士　田中　利勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県朝来市生野町新町一一八五番地、最後の住所京都府城陽市久世里ノ西八二番地の一　ひだまり久世

被相続人　亡　黒田ﾐｷか江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十二日

事務所京都市中京区夷川通両替町西入巴町八一番地　弁護士法人都大路法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安保　千秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市片山一四一七番地、最後の住所大阪府吹田市桃山台三丁目一番五号

被相続人　亡　北村　嘉宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十二日

大阪市北区西天満二―三―九オーク西天満ビル三階

相続財産管理人　弁護士　井上　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市湊町九七〇番地、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町九丁目二五番地五アメニティ園田一〇三号

被相続人　亡　堤　辰広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十二日

佐賀県唐津市坊主町四四七番地七

相続財産管理人　弁護士　宮原　貞喜

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年十二月十二日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市港北区菊名五丁目四番四〇号

一、墳墓等の名称　蓮勝寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、墳墓等の区画番号及び及び墓石名　上一四三赤土家、上二〇七　中井家、下六六　上吉原家、下五〇　渡辺家、下九〇　山口家

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市港北区菊名五丁目四番四〇号　宗教法人蓮勝寺　代表役員　柴田　文彦

無縁墳墓等改葬公告

永代供養墓地建立のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年十二月十二日

一、墳墓等所在地　佐賀県西松浦郡有田町稗古場二―八―二一

一、墳墓等の名称　宗教法人　報恩寺墓地内

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳

①区画（一基）・秋照貞山信士　中村輝一

・秋岳良清信士　中村瀬兵工　・妙恩〇〇信女

田中シマ　②区画（二基）・開権院法榮信士　家永和也　・松岑圓月信士　③区画（一基）・冬月院法光居士　真崎半四郎　・冬月院妙光大姉　真崎なを　④区画（一基）・白〇山宗久居士　⑤区画（六基）・本壽院宗玄居士　石田宗一　・本境院妙現大姉　石田フサ　・智静院妙念信女　石田サダ　・妙喜童女　石田宗一娘

・信解院法達日量信士　石田兵作　・智信院妙量日達信女　石田たい　・翠廣院妙光大姉　石田エミ　・中道院還空信士　石田清助　・實相院妙壽信女　石田イチ　⑥区画（一基）・禪教道信士　⑦区画（二基）・久室淨桂信女　江頭源次郎　妻　・不詳　⑧区画（六基）・能持院法徳信士　塚本文作　・長壽院妙行信女　塚本文作　妻　・俊正院法徳信士　塚本佐三郎　・〇〇〇光信士　吉木友エ門　・心鏡妙卯大姉　西村佑十　妻　・照月樹峰信女　不詳

一、改葬を行おうとする者　佐賀県西松浦郡有田町稗古場二―八―二一　宗教法人報恩寺　代表役員　加藤　義久

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による金沢都市計画事業金沢市野田土地区画整理事業の左記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容を左記のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

㈠　住所　不詳　氏名　大矢　新治

㈡　住所　不詳　氏名　大矢　せつ

㈢　住所　不詳　氏名　樫田　重信

㈣　住所　不詳　氏名　株式会社治山社

㈤　住所　不詳　氏名　橋本　吉子

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、金沢都市計画事業金沢市野田土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に金沢市長に審査請求をすることができます。

二　この処分については、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、金沢市野田土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

三　右記一の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを金沢市野田町ワ二三番地一の当組合事務所掲示板において掲示してあります。

平成二十八年十二月十二日

金沢市野田町ワ二三番地一

金沢市野田土地区画整理組合

理事長　野﨑　達徳

債権申出の公告

当社は、平成八年六月一日みなし解散により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十八年七月十二日、札幌地方裁判所（平成二十八年（ヒ）第二十四号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十二日

札幌市厚別区厚別中央三条一丁目一二番五号　有限会社丸貴イチイ

清算人　弁護士　道尻　豊

連絡先　札幌市中央区大通西七丁目井門札幌パークフロントビル九階　はやみち法律事務所

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年七月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十二日

茨城県水戸市大町三丁目一番二二号茨城県建設センター四階

茨城県建設業厚生年金基金

代表清算人　岡部　英男